

[illegible]

7

三

[illegible]

清和御成りより以来付色に於て未だ
 清和よりあるが山法に趣くは仲才等承
 乃右も殊に方々子と志別或トやしる
 清和人の姓は山城に於けり付同寺に
 御成り金より出る可きとあるを所
 法に及ぶ利とあるは世に於ける
 子郎とて取らるるを何しと云ふ
 清和の金に及ぶ子郎とて取らるるを
 今もとて出るをあると云ふは

後大雄院実和親王御下
 上之御下向よりなる事
 去る年中に成りたる事
 とあり大雄院先任御下
 高亮あまのこふれ月申
 又、牛年よりなる大雄院
 之末に成りたる事
 大雄院寺中よりなり
 ありとあり又件しある事

[illegible]

今更し居る所し清きる人なり
 海に雲が之あはせり出可然とのあはれ
 何れも其は来りしすま何下通なり
 歌を金子ある列をいしと友仲り
 之が如きもは来りし友仲り
 世にもは儀なり金名目なは清きなり
 初め承りしきと歌は通なり
 今も承りしきと歌は通なり
 何れも其は来りしすま何下通なり

[illegible]

殊大雄院、宗寺とて遠く宗、事、云、所
り、とて、國、籍、有、お、種、も、臨、り、お、人、者
付、多、東、利、從、り、生、り、も、勢、有、り、と、云、り、水
持、り、と、云、り、之、既、去、り、已、年、中、と、云、り、
色、御、宗、祠、と、云、り、。 後、氏、身、末、無、り、と、云、り、
お、下、り、と、云、り、之、別、り、御、帳、帳、お、り、と、云、り、
其、中、と、云、り、極、お、り、と、云、り、中、と、云、り、と、云、り、
乃、と、云、り、と、云、り、之、り、取、り、と、云、り、と、云、り、
と、云、り、と、云、り、之、り、追、り、と、云、り、と、云、り、

ソノカ
ソノカ

寺
寺

南

法
法

東

山
山

一井
一井

月
月

と
と

所を所と見又あるところをあると見
 高止はるなり 依る少く川表は深るなり
 所を所と見 三進は一進と見 割付
 所を所と見 法は角のありきと見
 所を所と見 所を所と見 所を所と見
 所を所と見 所を所と見 所を所と見

所を所と見

所を所と見

河津

17

書
材
熟
而
取

省

夢仙方

羽衣所に存心志かゝる者信じて其力を向ふ
 者如くして此の片なる身成り人成り此れ其
 中多し其言ふこと此の如くして勿論其保
 之存心成りし人成り此れ其保
 神り此れ其保神り此れ其保
 あり此れ其保あり此れ其保
 と此れ其保と此れ其保
 此れ其保此れ其保此れ其保
 此れ其保此れ其保此れ其保

子月之候よりなげ風より吹ぬ

りし

雨は

ふ

大久保村と部を付し行りしや
 佛も金持所よりありし通し
 托鉢するも名様より余り
 了る上より是より候なりト

ソ日

あき

組

東組

あーもろはる口とあるに
至る下

東組

中川町釘屋誰か
利分を賃物
中川町を子
米北屋の元中

九月六日

白井藏部

河津楠田様

「和文を……」と云ふ條に御用留付と云ふ事あり

左様心算付奉り候上事

一金五匁二分

古物貳汁貳匁六分
新穀貳汁六分

右名目時未償に候

金匱方

古來亭中亭外名

沈白又七全

新承志計或計或名

日百々七合六分

一南秋之飛爲物教排座之流論而武名新其
初如方一切之生月之增減如場之上下苗時
之去場之上下苗之去來是也苗之去來苗之
去來之去來苗之去來苗之去來苗之去來

通前夢志願之夢心ノ及在恐身好ハ乃何年
 右叔志佛正安治時就成下至右志願夢也
 夢成后此師に云仰付云々至夜半全在一個
 偏ニ夢心止ハ依如件

白穀所

末屋在

前夢ノ通來屋如彩也此ノ符立以指上ノ右
 件ノ下ノ了由日増相在場川上ノ是也夢來
 以志願ハ夢授氣龍混仕以迄未達云云此ノ以
 半全在彩ノ由前件相在場至安治時就成

下至新し通愛知市所口に於我之一月身新し

弘化二年己九月

中教所新様

下教所白赤八合費再應未付金不違
 費新由入分付在費店金而為うを
 之代に諸口迄之に御教所よりハ新減に通也
 上々新中心在費行金中し故ハ持元之得を以

本所自始
 左一印
 代
 六

言以爲分日之出入之應帳本紀之上下於當時
收結之時六十日之結之字結位色目之出入元在
元在一通之元通之字結數多寡相抵元之得元大
小度之難雜數多相抵之二件少之五後之
後之長者爲之卜或升二升三升者新物或中宗
位之大與而物未及之八升者指之古來至今之
外空之新來至中二升後而水出用七合愛之心
多一臺中至升三合之結成也古物之六合庫之摺
米之數或以此爲新物之六合六摺者亦由金枕

着し入用ハ標表ニ付價目授けし物玉版一巻と
 元勿御大ニ表教ニ付ハ前受召る金銀可申置
 之教付也御ニ受續し及ハ此中書來
 前時七金受し由ハ是ハ玉版ニ付金受し之
 所ハ表ハ受教付金受し由ハ外金受し
 之ハ兎角申付也ハ玉版中内外ニ付金
 受し及ハ外金受し由ハ下減り金受し白銀
 斗金斗金受し由ハ何事ハ金分ニ付金受し
 此金受し及ハ教付中ニ付金受し及ハ金受し

市丸山
 上二
 紅月
 只我
 此之
 町方
 中白
 以上
 乙殿
 玉始

[illegible]

[illegible]

[illegible]

少御前、重
吉村口河已矣

九月十九

南組

南組

一色一色迄迄

此表書し給致水部四判し上日新也

信人本もあまおま目子ならん家神金

貸町高新所迄しまたけしあけし

貸町中世高所迄しあけし

同前ト一幸味あけし

改也南人南院し徳ふ入割方し

[illegible]

此石在石山之下
 石山在石山之南
 石山在石山之北
 石山在石山之東
 石山在石山之西
 石山在石山之南
 石山在石山之北
 石山在石山之東
 石山在石山之西

一 水多巨ヨリ 第ニニ 今ニモ 運ニ 元
 一 水 仕度 此 所 下 今 也

九月 五

白く通ち 赤い
 ところり 通

生 物 殖 生
 河 津 柳 河

在田 照 神 榮 子 子 子

凡 流 物 所 以

是 所

一 水 多 巨 子

一 二 三 四 所 目

一 也 衣 子 子 在 田 子 所

一 母衣 衣所

一 門 七軒所

一 門 江天所

一 門 本所

一 母衣 松所

一 門 裏二所

一 門 四所

一 門 緋所

一 門 本所

一 蓮 蓮花所

一 門 本所

一 門 青所

一 門 本所

一 門 清水所

一 日 幸

中六所目

一 日 幸

理前所目

一 日 幸

中七所目

一 日 幸

曲六所目

一 日 幸

找中目

一 日 幸

九所目

神樂供奉

一 日 幸 中六所目

一 日 幸 白浪所

一 日 幸 中六所目

一 日 幸 中七所目

一 日 幸 中八所目

一 日 幸 中九所目

一 市餅

一 樂人六人

一 神樂

一 大高司 空子

佐建光 勘之廻り

供奉

一 神友六人 冠飾 而 雲 雲 雲

一 神馬 五疋

一 村上人 佐建

兼地 孫 氏

兼地 孫 氏
但此水口 市 付

一 社内石室

一 以流改并
神樂所

一 社内石室
新築所

右之通

老屋常介
海老根久夜

平海介
石川八石夜

少堂老介
新築所

心息以書のまふ

不所目

店中

松電候屋株お湯所迄向く言し人今利松
 所越り孔く信り心候と書ふ之式に利金永受
 し要ふ所費印所ふるなり此書に之月
 之月六日買出及る所者し振いあり一箇金
 お湯所所費書金買出とるなり一箇金銀更
 けりしと刻る所費し印定る月しと

分所同也
心之
子之
父之
利之
品之
法之
為之

[illegible]

名目等とて之貨物同様と由之等面より其
 事ありト

あき通し名より之と承次等と云じ下

あき句同様改

九月

新島

平島

彦六

口役所様

[illegible]

[illegible]

日新

昔年交游之口已無一

上田莊
洪地家

神尾所川石志の如く、西重信、成前、概、向
 合、付、及、西、教、概、も、生、亦、再、度、西、利、人、居、に
 中、が、お、求、る、所、に、西、重、信、方、に、是、道、を、報
 了、元、合、を、一、句、傳、て、保、之、辰、年、一、候、も、利、合
 の、元、より、西、重、信、方、に、報、計、し、我、等
 善、信、方、に、我、等、の、長、所、を、一、句、傳、國、前
 手、不足、の、之、候、も、一、句、傳、元、より、西、重
 信、方、に、一、句、傳、計、し、概、に、所、有、之、を、西、重

此等諸君成后先所方也極東にありて
 乙辰年より甲辰年まで
 石高より年目未の頃より先の日我合境
 も清く身則味ひ多し知別張書板も通
 之通に有る様も
 前にも元亨に於て天保乙辰年より入る言
 も七軒所魂清橋并海倉所前川も居大
 破に付又かゝる様も
 諸君に此等所八月十日より受同十日の

[illegible]

[illegible]

九月廿四

公事方

南漢歌方

三
月
二
日

[illegible]

右の部方へ申渡す場所あり川原志願大
 走土子ハ山重落月杓中へ重落有る所なるハ
 又杓り其ハ然る右古例に於て者共其處
 に向へ候而て前通に於て其處に相違
 する事有る者共其者ハ心へ志し未
 破す所ハ何え杭をお掃除する事ハ
 以後も而て後日土子ハ其心儀を及ぼす
 事ハ申付させらるる事共候事相違

均土ふ沙を高くする為心付く用水を
 敷くは昔後金^{後金}に沙を揚げる是より

一古川も原を掘り水行へ原を成り用水
 文定より川邊を女場町と云ふ其地を
 切ると分る食も大抵し随而に扶持するも不
 足に成るは度々所へ通へ切を成ると其方
 而土上へも自由なる幸いなり其所を人家を
 而るも垣端に後と掘り是又二重なる成り

後金より

成り成り所へ洞極重なり其方川を成り

立白

一、此屋所志、就南人、所出、雪、後、方、
 是、是、或、受、雪、後、方、持、有、之、場、所、之、
 由、之、如、之、一、方、之、一、也、孔、也、一、振、光、連、而、
 南、人、所、出、是、一、有、例、本、也、之、式、と、
 也、被、以、味、之、如、此、也、
 也、之、由、之、以、年、中、之、部、方、及、接、接、振、也、
 也、之、乃、是、始、終、之、方、式、不、在、之、
 也、之、如、宝、曆、四、年、入、札、也、
 也、之、如、宝、曆、四、年、入、札、也、
 也、之、如、宝、曆、四、年、入、札、也、

元極之例も有之付以度連もお好不
 計し中一死由菊人尻にちお好不様
 公中一振りお好不付も續り格
 由格連

一^{七月}月所規消格分下川西南側と志前大
 破知お好不方入る振る振る二年年
 之菊由求居お好不菊人尻にちお好
 台所お好不裁お好不お好不たお好
 菊由お好不お好不菊人尻にちお好

紺屋町川西と例家より汲水も出来ぬ故
 度方より明二年に所方よりかきし作
 水孔の中へ掘り通し中へ付水孔と爲る所
 中へ水を見せしるは腹中より具文魂消極
 上は所持の極小下より股極通へ所方
 掘り通し水孔の中へ水孔の中へ水孔
 も自分から水孔の中へ水孔の中へ水孔
 水孔の中へ水孔の中へ水孔の中へ水孔
 水孔の中へ水孔の中へ水孔の中へ水孔
 水孔の中へ水孔の中へ水孔の中へ水孔

傳旨以服身尸令之

七月

市番役方

右へ通し番役方より傳旨以服身尸令之
 如來殿へ渡りて番役方より傳旨以服身尸令之
 付其旨番役方より傳旨以服身尸令之
 番役方より傳旨以服身尸令之
 先づ以服身尸令之
 後より松杭より傳旨以服身尸令之
 伝旨以服身尸令之

斗ノ渡渡ノ積者拾七回ノ通病を
 斗ノ渡渡ノ積者拾七回ノ通病を

十月廿四日

一 徳屋所ノ書法を志す所子ニ百歳
 之ノ所去ル所ナリ人ノ所ナリ書法方
 抵合ノ交見ハ源時相成ナリ所ナリ
 所ナリ所ナリ所ナリ所ナリ

南ノ所能知源田村内徳屋所川ノ所能知
 所ナリ所ナリ所ナリ所ナリ所ナリ

流石に知らずとも、
我れ如天照之神年中
在場なり。吾等
持たし振文記を讀み、
後而之振振と分文化
上成る度件通
前例確といふ一書
年振りも、
是振りある人
は、

田主上へ之候迄在り下市井上通所
 之概も之く左の如く申付候様候時
 若と致候所ある通ふかつかつかと申
 候へば此等之等之候へば申付候様
 申渡候へばと

九月廿日

南池
西

小
 田主上へ之候迄在り下市井上通所
 之概も之く左の如く申付候様候時
 若と致候所ある通ふかつかつかと申
 候へば此等之等之候へば申付候様
 申渡候へばと

河主殿より升武百へ賣出所如違河賣切
 了とのも有く仲居元引高直而引合當
 由主上と親親度中も其得先主相親
 如先通なりと至西苗分表酒一名持而至
 河持之違河ハ長く賣切買河而高者多し何也
 も是通之主役而ハ河持も川合中基程
 美く趣上下町大田者野和親也如試食
 利而多賣切ともなるも其味とたえ

仲る愛買長と申す長と申す
 尺面中流武担六兩と申す
 而割合一斗武担六兩と申す
 又重兩賣沙り五と申す
 大入と申す子入有と申す
 七兩と申す五と申す
 割合と申す五と申す
 口流と申す七と申す

義と申候侍迄より骨の上より建つ迄仕度
 為るは涼茶及び煙子

九月廿六日

市取奉以共

本文武百五拾式

愛日殿一割と居て武拾三

中切川五袋六九

武百五拾式ノ様

結成町川原志のりり番後一袋及二袋

先づ此後、海永^ニ而^レ為^レ振^ノ中^ニ、彼^ノ菊人^ノ底^ニ下^リ
か^ニ我^ノ處^ニ、積^ニ、生^ル、在^リ、分^ノ、八^ノ、前^ニ、而^レ、隙^ノ、先^ニ、振^ノ、地^ニ
我^ノ處^ニ、中^ニ、生^ル、在^リ、分^ノ、八^ノ、前^ニ、而^レ、隙^ノ、先^ニ、振^ノ、地^ニ

九月十九日

車之形乃

平

百石

江戸所堀而同代金店

軍談識所

馬鹿

有る様子を同撮津志女宅より
 数より身より乳所湯より同甘き一
 年

上忍書付奉教云

一之令或控也

古不年令三石元利心工鋼

一利令爲之喪身如膏之燃火

貞元三年乙未年之乙未年之乙未年

壬午年三月廿五日

古者年壯及所懷好信之也席設香几

先主御片に過難候に御覽三年以來必き新道
 仕多事忍注もく又為年々飛自然高貴金
 系親より多下未成漸に次子生れ合
 片依り年々喜入今其何事控りし徳
 其入るも多し其利付は御年々金
 高家古之利し内、此に御仁希は利足御
 金高に為年々高に候し、其年々成り宛三年其
 代、其年月、御仁高候年々高に御仁希

度皆のりて長くはるる事多し能
 事なりと謂はる事多し能事多し能
 二年もさうく西へ痛くもたれぬ事多し能
 とも母ははるる事多し能事多し能
 一法仁急なる事多し能事多し能
 事多し能事多し能事多し能

山田法正

前書一通日人等
 能事多し能事多し能

五項抄年々何年格別に決意は傳付
 以下御用留に於ては

山田屋法良の如く

弘化二年

考六

五項抄年々何年格別に決意は傳付
 以下御用留に於ては

[illegible]

[illegible]

此名は新しき傷にありし上高きし中食ひあ
 木何れしも新しき傷にありし中食ひあ
 手よりゆきゆきしは法ににききし中食ひあ
 懐念にききし中食ひあ
 及病にききし中食ひあ
 引上りききし中食ひあ
 之にききし中食ひあ
 之にききし中食ひあ

十月三日

南市町方

年終方

十月三日
生野村方

常利次郎

水戸市町方

竹園屋

法喜寺

中町

心方拙者方
古柳
金太郎

事終
村方
戸原

寄と拙者方々
抄部紅土爲上
吊後

十月二日

水野采女

紫由出所... 杖化... 撫... 以... 撫... 之... 實... 為...
 國為... 招... 走... 斗... 中... 星... 之... 走... 中...
 為... 之... 撫... 之... 撫... 府... 中... 實... 之... 實...
 之... 之... 撫... 之... 撫... 之... 撫... 之... 撫... 之...

[illegible]

自送王所おきき之御旨
 信使致し之
 信年記、字、比、事、ハ、
 之、御、所、之、事、ハ、
 之、御、所、之、事、ハ、
 之、御、所、之、事、ハ、

此件書物より

又、之、御、所、之、事、ハ、
 之、御、所、之、事、ハ、

之、御、所、之、事、ハ、

又、之、御、所、之、事、ハ、
 之、御、所、之、事、ハ、

之、御、所、之、事、ハ、

又、之、御、所、之、事、ハ、
 之、御、所、之、事、ハ、

又、之、御、所、之、事、ハ、
 之、御、所、之、事、ハ、

此竹書編乃何子貞上

八

奇壯

東南
山形

中分南組已御用留2
 弘化二年 後編
 市分南組已御用留2
 弘化二年 後編

市分南組已御用留2

南組

市分南組已御用留2

市分南組已御用留2
 弘化二年 後編
 市分南組已御用留2
 弘化二年 後編

今様ニ様々有之此等乃々有之、居ノ報
 信ノ度此後何ノ事ト

丁目ニ付

ヨリ有之

而之部ノ

左ノ部ノ事ニ有之、中ノ事ニ有之、右ノ事ニ有之、
 乃々有之

近以盜賊事ニ有之、其入路ニ有之、其出路ニ有之、
 其元端ニ有之、其末端ニ有之、其時ニ有之、其處ニ有之

おきく出られぬお属の目よりふしん

又知悉田中上宛之旨の用了と定て是迄
 古仕に宛え今年も是迄全戸格を宛年お属の属書
 判迄の所を御属の御用にお申し来りてははる御
 借の書に傍に翌年一月の御いり多しと云ふ御
 旨お信しむるも大半は是れ御申す御用に宛
 いりし御用の上より申す御用迄は御属の御
 用と云ふ御用は宛年と御用迄は御属の御用

五部四部

造法之式すまじくふ一免金銀系を名

あらうそふ極人

御書付る可き事

二月二

下町伊豆

松平権藏松

うーちふら義口同江中 ぞく 一 后

うーちふら

以事付後啓達、事之如何、漢白村、白木、
 加、在、倉、口、至、為、急、米、府、出、米、所、預、り、信、官、
 明、言、事、時、文、官、ら、文、記、牢、及、後、事、之、
 之、事、仍、此、所、り、意、ト

今日

之、事、孫、之、夫

之、事、孫、之、夫

おめのかいともいふる家成なるか否か未定
 此のころより

十月六日

生駒秋造

河津楠四

店場所

清文

一金をある所

但しこの金と七ヶ年抵を七ヶ年差分宛とし

一金をある所

七ヶ年目

吉田

但しこの金と七ヶ年抵を七ヶ年差分宛とし

一金三匁五分

同所

後世

但為己分丑と九年紙己分亥と七年紙己分

亥未家子武分丑己分亥未上納

本所目

一金四匁五分

武部

但為己分子と播年紙己分丑と九年紙

亥分宛終十年紙納

一金三匁五分

今所補師

金之部

但為己分丑と九年紙己分亥と七年紙己分

亥分亥未上納

一 元金三拾八匁

分三卯年分利高

福高屋

三卯年高

但高已分十と十と年紙已分五と九と年高金高

十高納

高金所

大高屋

一 金九匁三分八厘

高金所

但高已分十と十と年紙已分五と九と年高金高

十高納

漢田市津とものもたわつ波銅金高貸高も高成高

高何高も高高屋人 高設高將高金高も高利

是等并又、あゝ、年旗金納中付入もの大分
 注没の上細められ、以、由、難、給、儀、入、敷、者、江
 州、是、年、旗、納、所、儀、以、通、中、如、く、更、に、ん
 所、と、か、年、ア、刻、と、及、び、各、儀、方、區、迄、り、寄
 と、名、江、御、付、と、候、と、交、以、候、旨、御、答、へ

十一月

南郷方

北郷方

一、成なるまで救下奉付村中次郎者
 以て及身中伴右より配具に降之、中後五郎
 以如村戸何未取候事、其由を文状持上
 更下極爲持上、此より迄、又及る又及有
 中、所因中、お生る事、街中者、無學、此
 喜即、此状より、其知り、其方、此所
 戸、礼事、文状、此より、此是、又、此救、其
 以、此方、此より、其事

十一月四日

生駒秋造様

三田川原介
山崎傳四郎

二様お色なきは御座り申上り
此の如く申上り申上り
此の如く申上り申上り
此の如く申上り申上り
此の如く申上り申上り
此の如く申上り申上り
此の如く申上り申上り
此の如く申上り申上り
此の如く申上り申上り
此の如く申上り申上り

わかれ

中文平氣文状より
弘化二年六月廿八日
小政左様

して是状をたゞ扱ひては件に
 村方より平敷極
 損、是より由り来り、其中
 初め何れに違ひて居候
 間、而して之の中初め何れに
 違ひて居候ものか
 此れ前文に記す所又
 均等に對し、各々
 あり

上月廿二日

生駒莊西
河津橋

——
 清城の上所考にふ、ツル入、
 各之記に、仰々如、此度、
 之記、仰々如、
 之記、仰々如、

新落しに留置人全無おとす類に主とて
 所出の調と上り多し振り多し
 其月所より所中より留置人
 分より多し
 其月所より所中より留置人

其月所より所中より留置人
 何は物の振

[illegible]

わー 言ふは 伊のふく 瑞雲 越へ 何
言ふは 伊のふく 瑞雲 越へ 何
言ふは 伊のふく 瑞雲 越へ 何

此書自後歷年以來
 同之市入人
 所為面有通
 為之此為

七日

河津橋

西之郡見

伏人柱次
多保亮
多保亮
多保亮
多保亮

系孫左次
原之下

南之郡見

松尾次
多保亮
多保亮
多保亮
多保亮

生御前

石門公義
全海無不
多也強多
海也根久我
英 它五

高島五下
少中 五下
川橋 長義
清水 平五

あゝ

越以来し義 此言乃ら多所 通 而の時 義 就 故 人 五下
もあゝ 戸 徳村 而 徳 五下 徳 五下 徳 五下 徳 五下
る 中 解 五下 名 五下 五下 五下 五下 五下 五下 五下

五下 五下

五下 五下

五下 五下

二階ノ端也幸附其後控ふる床身廣く
 中ノ儀作乃床候より立上りて何れ角目光
 出さず何れ中文ノ床あり床ノ毒付て死す可
 為ぬ及文通しる中よりんは成
 三ふ子連目附乃く床を此様安ん

少将何合代ノ毒も何れ之を床より分
 け何れよりし何れ又毒付て何れ之を
 床より分代りて何れ之を床より分

[illegible]

乃曰

五物句部
藤中、
辨、
藤中、
藤中、

